(議長)

次に、日程第8、議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保など、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,088万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,620万5千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決 頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案でございますけれども、議案目次その2となります。そちらの3ページをお開き願いたいと思います。

次に、農業委員会活動でございます。会長交際費に不足が生じたため、補正をお願いするもので、補正額は9千円、全額一般財源でございます。

補正額合計は3,088万2千円で、国庫支出金が3,083万4千円、4万8千円が一般財源でございます。

次に、7ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。先程、補正がございました、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございますが、補正した予算のうち、令和3年度に支出するものに係る予算を、翌年度に繰越しするもので、繰越しする額は2,196万8千円でございます。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ございませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてお聞きします。

資料も先程、説明がありました。それで、3点お聞きします。

まず、この間、何回か、全員協議会等でもお聞きしておりましたが、まず、人員の体制、先程の説明の中で、会計年度任用職員などの張り付けもありますが、いずれにしても、テレビ見ていると河野大臣は必要なものはしっかりと手当すると、言っておりましたが、まず、人員の体制、国の予算の上限の中でしっかりと、現時点で、体制として十分なのか。それが1点です。

それから2点目。資料に書いてある部分についてお聞きしますが、何度も言いますが、実際にワクチンがいつくるのか。もう全然わからんという事もありますので、慌てないで、しっかりとやってもらいたいという事が大前提ですが、しかし、決められた事は、役場としては着実にやらないとならない部分もあろうかと思いますが、実施期間で、高齢者、65歳以上、4月中旬以降となっております。それで、どれだけくるかわからない中で、本当に順番なんて決めるったら、神業かなと思うんですけれども、一応、現時点で、優先接種者から順に接種という事になっております。いろいろ言われておりますが、いずれにしても、江差町として、4月中旬以降どういうふうに考えているのか。前も説明ありましたが、接種券が委託で印刷して、それも配布されるかと思うんですが、この接種の優先順位というのはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたい。

最後です。これも前に聞いておりますが、実施方法で集団接種及び個別接種で実施する方向で調整と。前にも、現状の到達点でご報告いただきましたが、改めて、 今の時点で、この点に関して、報告できる内容について教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」 おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「健康推進課長」

小野寺議員の3点の質問について、お答えしたいと思います。現状で、話せる部分のみになりますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、人員体制でございますが、事務職員に関しましては、3月の22日から会計年度任用職員を1名、4月1日からもう1名という事で、2名の会計年度任用職員を配置することになっております。

接種体制に係る、例えば看護師さん、いわゆる医療従事者に関しましては、集団 接種の体制等々の調整によって、少し目星を付けるというか、人数が変わってくる かなというふうには思っております。

次の、2番の実施期間のとこの順番というところなんですが、ここに書いてある優先接種者から順に接種というのは、国でお話をしている、いわゆる医療従事者、その次が65歳以上の方、基礎疾患のある方、高齢者施設入所者というその順番という意味合いでございます。

3番の実施方法についてという事でございますが、昨日の段階までは、町としては、集団接種を先行的に進めて、そこで受けれなかった方達の受け皿としての個別接種という方向で考えておりました。実際、進めるとそのような形になるんじゃないかと思うんですが、今日の道新もご覧になっていると思いますけれども、先行接種の先行接種みたいな形になりますが、道に4月の19日までに入る22箱のファイザーのワクチンにうち、1箱が2次医療圏、いわゆる南檜山2次医療圏の中心地である江差町に配分されることになりました。急遽わかった事で、今これに対してどのような進め方、いわゆる接種の仕方をするかというのを、医療機関を含めて、調整検討をしている最中でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

わかりました。あくまでも、国からの部分が本当に毎日のように変動しているという部分がありますので、致し方ないかと思うんですが、2つお聞きします。

まず、今後、方法論なども含めて、いろいろ変動があろうかと思いますが、先程、上限で国が示されたという部分がありましたけれども、万が一、いやいや思わ

ぬお金が掛かるよという時には、それは当然、国の方にしっかりとてだてが付く と、そういうふうになっているんでしょうかね。もしくは、なってないとすると、 しっかりとそこは上げていく必要があると思うんですが、お金の関係が1つ。

もう1つ。優先接種者。これは国が言っているものだとすると、じゃあそもそも4月中旬以降の高齢者の65歳以上は、これまさしくどの町でも、自治体でも困っている事だろうと思うんですが、江差町はどうしようとしているのか。65歳以上の部分。65歳以上の方々の部分で、接種するのはどういうふうに決めようとしているのか。75歳以上からやろうとしているのか。地域を決めようとしているのか。わかりませんけれども、どういうふうに決めようとしているのか。くるワクチンの数なんて、わからないんですよね実際ね。非常にこれ混乱する。国の大きな問題だろうと思うんですが、今江差町で考えている部分について、わかる部分でよろしいです。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

まず、1点目の、このワクチンの接種の国の交付金については、国務大臣も言っているとおり、それぞれの地域のそれは掛かる経費がそれぞれ、同じ人口ではございませんけども、全て交付するという国会答弁もありますんで、今現在、この限度額、初めて直前に示された中では、何とかやり切れるのかなという、これは感じ方をしてます。ただし、それ以外のもの、これはバスの移動であったり、いろんな接種者のそういった事も含めてですね、きちっと、予算の積み上げをこれからする。

それからもう1つは、担当課長から、急遽、北海道から試験の試験のあれが入っていきましたけども、来週中には、まず1つは、担当課だけに任せる話ではございませんので、全課の課長を集めた中で、会計年度任用職員だけいればいいということには当然なりませんので、特に集団接種会場には、各課の職員のそれは受付になるのか、応援体制も含めてのローテも組む事を想定する。こういった事を、来週以降積み上げします。

それと、最後に、小野寺議員、65歳以上というふうに、これは本当に国からきてるこういう情報でございますが、これも来週以降になるんですけども、地域割りをする事になるのかとか、非常にそういう事は難しいだろうと思います。ですから、これは、それぞれの自治体の情報、それから江差にしておけば、保健所、道立病院、民間病院の方ともやり取りしながら、もう少し、細切れに、例えば、80歳以上からなのか、75歳以上なのか。小分けをした中での、状況も想定する必要がある。それは、おのずと潤沢にきちっとワクチンが入ってくる量がですね、自治体に伝わってきてないもんですから、非常にここは、戸惑うところがありますけども、少し細切れの状況での優先順位を決めていきたと、このように思ってます。

以上です。

「小野寺議員」はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ぜひ、なかなか、少ない情報の中で、ましてや、どうなるか、わからない中で本当にご苦労されると思いますが、最後3問目ですので、半年かかるか、1年かかるかわからない、本当に長期戦です。最後に確認したいんですが、どういう方法を取るかはともかく、1人も残さず、本人があくまでも接種したいという大前提ですけれども、1人も残さず接種するとすれば、集団だろうと個別だろうと、例えば、送り向かい、送迎、高齢者、一定の障がいある方なども含めた、しっかりとしたその体制を、今からそれに向けた準備、構築する準備をやっていかなかったら、本当に漏れてくる。という事も考えられますので、ぜひその点、今からしっかりとやっていく必要があると思いますが、その点何か、協議、もしくは検討されているんでしょうか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

まだ、全てのあれが、何度も言いますが、来週からの積み上げです。現実的には。今、小野寺議員おっしゃるのは、自宅でないと例えば接種出来ない方だとか、いろんな方もいるだろうと思いますんで、いろんなケース含めて、それは、タクシーでの送迎にならざるを得ない場合もあるし、そこに、医療従事者が行けるか行けないか。そういったところも含めてですね、それは、ワクチンの接種の責任者が我々、市町村でございますんで、十分、その辺も加味した中で、対応を順次していきたいと、このように思っています。

(議長)

質疑希望ございませんか。

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第19号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議 決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次、健康推進課長。健康推進課長。

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。

それでは、私よりご説明させていただきたいと思います。

補正予算議案の25ページの債務負担行為補正になります。先程、ご審議いただ

きました議案第1号、一般会計補正予算、債務負担行為補正にもございました、町税滞納管理システムの使用料に係ります、国保会計負担分に係る限度額の変更となってございます。こちら、令和元年10月の消費税率の増額改定に伴いまして、当初、設定しておりました限度額を超過する事から、増額補正をお願いするものでございます。当初限度額でございます、454万円に、4万8千円を増額いたしまして、458万8千円に変更するものでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

11時10分まで、休憩いたします。

休憩 10:55 再開 11:10

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

日程第10、議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、居宅介護サービス給付費など、7事業に係る 経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,6 01万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,207万 円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議 決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」 (補足説明) おはようございます。

(「おはよう」の声)

「高齢あんしん課長」(補足説明)

私より、議案第3号、介護保険特別会計の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算議案書29ページ、予算構成表をお開き下さい。本特別会計において、 保険事業勘定のうち、介護保険給付費、委託介護サービス、地域密着型介護サービ ス、高額介護サービス給付費が、当初見込みよりも増額となっているため、サービ ス費用を増額補正するものです。

一方で、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、特定入所者介護サービス給付費では不用額が生じ、併せて、地域支援事業費の一般介護予防事業において、新型コロナウイルス感染症対策として、一部介護予防事業を休止したことによ

り不用額が生じ、そこで減額補正をする事になりました。

補正額は、増額から減額を差し引いた7,601万2千円となっております。

財源につきましては、国庫支出金2,190万7千円。支払い基金交付金2,112万5千円。道支出金978万円。一般会計からの繰入金が755万7千円。繰越金1,564万3千円という内容になっております。

以上、説明を終わります、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議 決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明) おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「建設水道課長」 (補足説明)

私の方から補足説明を申し上げます。

補正予算議案の41頁をお開きいただきたいと思います。第1表債務負担行為補 正でございます。

新年度、直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能 となります4月1日以前に、入札や見積合せ及び契約の手続きを行うため、債務負 担行為の議決をお願いするものでございます。

1つ目です。江差上ノ国下水道管理センター他管理委託でございます。今年度で、3ヵ年の債務負担行の期間が満了するものでございまして、今回、新たに、3ヵ年の債務負担行為補正をお願いするものでございます。限度額につきましては8,510万7千円でございます。

次の五勝手中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理 センター自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター産業廃棄 物(下水汚泥収集運搬処理委託)につきましては、例年、お願いしている事業でご ざいまして、期間につきましては、いずれも令和2年度から令和3年度、限度額に ついては、記載のとおりでございます。

最後に、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定(汚泥処理設備更新)でございます。こちらにつきましては、下水道事業団との協定により取り進めるものでございまして、期間につきましては、令和2年度から令和4年度、限度額は1億9,800万でございます。

以上が、補足説明となりますので、よろしくお願申し上げます。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、港湾センター倉庫軒先撤去及び保守工事など、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ169万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402万1千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議 決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案は、補正予算議案書44ページとなりますのでお願いいたします。

最初に、港湾センター倉庫軒先撤去及び補修工事でございますが、先程、一般会計補正予算(第18号)でもご説明申し上げましたが、港湾センター倉庫屋根軒先の撤去及び補修の工事の経費でございまして、補正額は290万8千円でございまして、全額一般会計からの繰入金でございます。

次に、一般会計繰出金でございます。倉庫の屋根の補修工事をするに当たって、 財源として一般会計から繰入れする事となりますけれども、その繰入額を圧縮する ため、特別会計から一般会計の繰出しという、経費も持っておりましたが、そちら の方を減額するものでございます。

補正額は、121万6千円を減額するものでございまして、全額一般会計からの 繰入金を減額するものでございます。補正額合計では、169万2千円、全額一般 会計からの繰入金でございます。

45ページでございます。第2表、繰越明許費でございますが、港湾センターの 屋根軒先の工事でございますが、今年度中に完了を出来ませんので、翌年度に繰り 越させていただきたいという事でございます。金額につきましては、補正額と同額 の290万8千円を繰り越しさせていただきたいという内容でございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第15号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議 決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

こちらにつきましても、私の方から補足説明申し上げます。

議案書56ページをお開き下さい。第1表、債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても、新年度、直ちに事業を実施する必要があるものについて、予算の執行が可能となります4月1日以前に契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

事業名ですが、水道施設の水処理等維持管理部分委託業務でございます。

次に、自家用電気工作物保安管理委託業務でございます。期間につきましては、いずれも令和2年度から令和3年度、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上が、補足説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、令和2年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第26号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

議案第26号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2項の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、陣屋円山地区町有地法面崩落防止工事、工事場所、江差町字陣屋町303番地9他。契約の方法、指名競争。契約の金額6,765万円。契約の相手方、亀田工業宏栄建設経常建設共同企業体、代表者、檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社代表取締役亀田宏でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第26号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。